

## 電子書籍に対応した 著作権の整備に係る著作権法改正

著作権委員会\*

**抄録** 平成26年4月25日に、電子書籍<sup>1)</sup>に対応した著作権の整備を行うことを主な内容とする改正著作権法が成立しました（平成27年1月1日に施行）。しかし、出版業界以外の企業にとっては、そもそも著作権という制度自体が、著作権法の中でもあまり馴染みのない分野であることでしょう。そこで、本稿では、法改正の概要といった基礎的な解説に加えて、出版業界以外の企業が注意すべき点等の実務面についても、Q&A形式で平易にご紹介します。

**Q 1** 改正前の著作権（以下、旧著作権）との違いを教えてください。

**A 1** 改正前の第79条第1項においては、著作物を複製する権利を専有する者（以下、複製権者）は、「その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、著作権を設定することができる」旨規定されていました。本条でいう「文書又は図画」とは、「著作物を文字・記号・象形等を用いて有体物の上に直接再現させたものであり、書籍、雑誌・画集、写真又は楽譜といった形の視覚的に知覚することができる直接可視的な著作物の複製物」と解釈されている<sup>2)</sup>ことから、旧著作権の立法当時の考え方としては、主に紙媒体での刊行物を販売・頒布する目的で複製する行為が著作権の対象とされていました。

改正法では、紙媒体で刊行物を販売・頒布する形態（以下、紙媒体による出版）のほかに、新たにインターネットによって著作物を公衆送信する形態（以下、インターネット配信）が著作権の対象として加えられ、また、旧著作権の規定にはなかった、百科事典等でみられる、DVD等の電子媒体に著作物を記録して当該電

子媒体を頒布する形態（以下、電子媒体による出版）についても著作権の対象である旨が明文化されました。

**Q 2** 電子書籍を著作権の対象とした理由を教えてください。

**A 2** 近年のデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、電子書籍の流通が増加する一方で、違法に複製された電子書籍、いわゆる海賊版がインターネット上にアップロードされ、著作者のみならず、書籍（紙媒体の書籍、電子書籍）の出版を引き受けて出版する者やインターネット配信をする者（以下、法人・自然人を問わず、総称して出版者）も甚大な被害を被っているとされています<sup>3)</sup>。かかる問題にも関わらず、改正前はインターネット配信が著作権の対象外であり、出版者がインターネット上の海賊版に対して自ら差止請求をすることができませんでした。そこで、改正法では、インターネット上の海賊版に対して出版者が自ら差止請求できるようにすべく<sup>4)</sup>、主に、紙媒体での販売・頒布を対象としている現行の著作権を見

\* 2014年度 Copyright Committee

直し、インターネット配信も著作権の対象となりました。

なお、出版者による海賊版対策という観点では、著作権の設定によらずに、出版者への著作権の譲渡の方法で対応することも可能です。この点は、改正前と同様です。

**Q 3** 電子書籍について著作権の設定を受けるためには、どのような手続きが必要になりますか？

**A 3** 著作権は、著作権や著作隣接権のように自動的に発生する権利ではなく、著作権の設定を受けようとする者が、①対象となる著作物の複製権者と著作権設定契約を締結して、又は②対象となる著作物の公衆送信権を専有する者（以下、公衆送信権者）と著作権設定契約を締結して、はじめて発生します。電子書籍については、DVD等の電子媒体による出版の場合は①の、インターネット配信の場合は②の著作権設定契約が必要となります。

また、著作権設定契約において、著作権設定の対象として、紙媒体による出版、電子媒体による出版及びインターネット配信の3つの形態をすべて設定することも可能ですし、これらのうち1つの形態のみを設定することも可能です。

なお、著作権設定契約の例として、日本書籍出版協会は、改正法に対応した新しい著作権設定契約書の雛形を作成し、公開しています。

**Q 4** 著作権設定を受けたことに伴う出版権者の義務を教えてください。

**A 4** 出版権者（著作権の設定を受けた者）は、著作権設定契約等において別段の合意をしていない限り、対象となる著作物について、出版等に必要原稿その他の原品若しくはこれに相当する物の引渡し又はその著作物に係る電磁的記録の提供を受けた日から6ヶ月以内に、出版（紙媒体による出版、電子媒体によ

る出版）又はインターネット配信をする義務を負います。この6ヶ月以内という期限は、改正前と同様です。

また、出版権者は、著作権設定契約等において別段の合意をしていない限り、最初に出版又はインターネット配信をした後も、慣行に従い、継続して出版又はインターネット配信をする義務を負います。

**Q 5** どのような場合に著作権が消滅するか教えてください。

**A 5** 出版権者が、A 4で説明した原稿等の引渡し後の出版・インターネット配信義務に違反した場合、及び継続しての出版・インターネット配信の義務に違反した場合等、一定の条件により、ライセンサーたる複製権者又は公衆送信権者は、著作権を消滅させることができます。

**Q 6** 著作権設定の対象として出版（紙媒体による出版、電子媒体による出版）とインターネット配信の両方について一体的に設定を受けている場合においてインターネット配信しかしておらず、紙媒体による出版も電子媒体による出版もしていないときは、著作権の消滅請求により、設定を受けた著作権の全部が消滅するのでしょうか？

**A 6** 出版義務等の違反による著作権の消滅請求権は、「出版（紙媒体による出版、電子媒体による出版）」と「インターネット配信」とで区別されていますので、義務違反に対応するどちらか一方の形態にかかる著作権のみが消滅請求権の対象となります。従って、著作権設定契約等においてライセンサーたる複製権者又は公衆送信権者と別段の合意をしていない限り、紙媒体による出版も電子媒体による出版もしていないことを理由に、インターネット配信のための著作権が消滅してしまふことはありません。

**Q 7** 著作権は、第三者に再許諾できるのでしょうか。

**A 7** 改正前は、著作権者は第三者に対し複製を再許諾することはできない旨規定されており、当事者間の合意がこの規定に優先するかどうかについて、見解が分かれていました。

改正法では、出版（紙媒体による出版、電子媒体による出版）、インターネット配信ともに、著作権者は、ライセンサーたる複製権者又は公衆送信権者から承諾を得れば、第三者に対し、出版のための複製や公衆送信を再許諾できる旨規定されました。特に、インターネット配信の場合は、著作権者自ら著作物をインターネット配信するだけでなく、第三者（大規模に電子書籍を流通させる業者等）に再許諾することが多いため、第三者へ再許諾できることが明記されたことは有益といえます。

**Q 8** 改正法の適用を受けるには新たに著作権設定契約を締結しなおさないといけないのでしょうか？

**A 8** 改正法は平成27年1月1日から施行され、同日以降に設定された著作権は改正法における著作権の規定の適用を受けます。

平成27年1月1日より前に設定された著作権については、改正法の施行後、自動的に改正法における著作権の適用を受ける訳ではありません。従って、例えば、インターネット配信について著作権の設定を受けるためには、既存の著作権設定契約を修正するか、又は新たに著作権設定契約を締結する必要があります。なお、著作権設定契約において同一の文言が使用されていても、改正法の施行前に発効した契約と施行以後に発効した契約では、適用される著作権の内容が異なりますので、場合によってはその契約書における文言の解釈が異なる場合がある点に注意が必要です。

**Q 9** 今回の改正により企業における電子書籍の使用で注意すべきことはあるのでしょうか？

**A 9** 企業内で電子書籍を使用する上で、新たに注意すべきことはありません。

書籍を購入する、閲覧するといった通常の使用においては、紙媒体か電子媒体かの違いに関わらず、対象の書籍に著作権が設定されているか否かは影響がありません。

一方で、電子媒体での利用に著作権が設定されている電子書籍をDVD等の記録媒体で頒布しようとする場合には、著作権者ではなく、著作権者から再許諾の承諾を得た出版権者から許諾を得る必要があります。対象の電子書籍に著作権が設定されているか否か、設定されているのはどのような内容の著作権なのかは、一見して分からないことがほとんどですが、発行元に問い合わせ確認するという点では、これまでの実務に大きく影響を与えるものではないと思われまます。今回の法改正の附帯決議<sup>5)</sup>では、政府及び関係者に対して「著作権の登録・管理制度等を早急に整備するため、具体的な検討に着手すること」を求めており、出版業界ではかかる目的を達成するための枠組の検討が進められています。今後、著作権の設定の有無を容易に確認できるようになることが期待されます。

**Q 10** 企業内における著作物の複製利用（日本複製権センターとの関係）は、影響を受けるのでしょうか？

**A 10** 今回の改正により企業内複製に係る著作権法上のルール<sup>6)</sup>が変更されたわけではなく、特段の影響はありません。なお、著作権の問題とは別に、電子書籍の複製利用には注意すべき点があります。刊行物の社内での複製利用のために、利用許諾の集中処理を行っている公益社団法人日本複製権センター等の複写権管理団体と利用許諾契約を締結している会社

もあると思いますが、これらの団体の多くは、電子的手段による複製については、管理対象外としています。「紙から紙へのコピー」又は「ファクシミリ送信」がこれらの団体から受けられる許諾の範囲となりますので、仮に複製利用しようとする書籍が当該団体の管理著作物であったとしても、それが電子書籍である場合や、紙媒体でもスキャンにより電子ファイルとして複製する場合には許諾の対象外ですので、著作権者から別途許諾を得る必要があります。

**Q 11** 自炊代行<sup>7)</sup>への影響はありますか？

**A 11** 改正前は、出版者は自炊代行業者に対して自炊代行行為の差し止めを請求することができませんでした。ハードディスク等の記録媒体に保存された書籍・雑誌等の複製物をCD-ROM等の記憶媒体により納品する行為や、インターネット等を通じて送信する行為は著作権の侵害となる可能性があることから、改正後は、出版権者も自炊代行業者を訴えることができるようになると考えられます。元来、著作権者個人による訴訟提起は躊躇されることが多く、著作権者が訴訟を提起するケースは少ないとされていました<sup>8)</sup>が、現在、浅田次郎氏、東野圭吾氏ら著名な作家7名が原告となって、自炊代行業者に対して自炊代行行為の差し止めを求めた訴訟が提起され、現在も継続しています。

#### 注 記

- 1) 文化庁文化審議会著作権分科会 出版関連小委員会報告書（以下、報告書）2頁では、「電子書籍」

を、「パソコン、携帯電話、専用端末等の機器を用いて読まれる電子化されたコンテンツ」と定義しています。ただし、第79条第1項は、「電子計算機を用いてその映像面に文書又は図画として表示されるようにする方式により記録媒体に記録」された、「著作物の複製物」に限定して電子書籍を出版権の対象としている（複製行為が介在しない場合は含まれない）ことにご留意ください。本稿においては条文の定義に準ずるものとします。

[http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/39/pdf/shiryu\\_3\\_2.pdf](http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/39/pdf/shiryu_3_2.pdf)（参照日：2014年10月2日）

- 2) 加戸守行「著作権法逐条講義（六訂新版）」（著作権情報センター）516頁
- 3) 報告書9頁によれば、「書籍の（筆者注：海賊版）不正流通による国内の被害額は、平成23年の1年間で270億円」とされています。
- 4) 第112条第1項により、出版権者（出版権の設定を受けた者）は、出版権を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができます。
- 5) 「著作権法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」平成26年4月24日 参議院文教科学委員会
- 6) 一般的な企業内複製については、知財管理Vol.59掲載の今更聞けないシリーズNo.19「社内での文献複写にあたっての注意点」に詳しいので、そちらをご参照ください。
- 7) 本項において、「自炊代行」とは、業者が、書籍の所有者から依頼を受けて、所有者に代わって書籍を裁断・電子データ化することをいいます。
- 8) 報告書9頁によれば、「著作権者（多くの場合著作者）自らがコストをかけて海賊版対策を行うことが困難であることや、本名を明かしたくない等の理由により告訴を断念する著作権者もいる」とされています。

（原稿受領日 2014年10月2日）